

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和2年4月13日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年4月13日（月）午後1時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

財政課 高山課長、元田主査、高橋主事

3 件名

行政経営改革実施計画の変更について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・今回の変更はどのように決めたのか。担当課は承知しているのか。
→担当課からの変更希望に基づいて、提案したものである。表現は財政課で統一しているが、昨年度までの進捗状況を踏まえて担当課が提案していることから、内容については、原則として財政課で修正していない。
 - ・評価は止めるのか。
→外部評価は止めるが、庁内の内部評価については、引き続き行う予定である。
 - ・外部評価を止めるということは市民参加の観点から問題はないか。
→行政経営指針で定める「行政経営改革審議会」の役割は、計画の進捗状況をもとに、必要な助言や調査審議を行うものであり、附属機関条例や審議会の設置要綱でもそのようになっている。行政経営改革実施計画の策定に際し、指針で規定している内容よりも一歩踏み込んで、外部評価について位置付けたが、実際に、昨年度に評価を行ったところ、委員からも、この計画の内容を外部評価することは非常に困難であるため、役割の見直しについて検討すべきという意見があった。今回の変更は、これらの意見を踏まえて、元々の位置付けに変更するものである。
- 【市長指示】**
- ・計画は、白井市行政経営改革審議会の意見を踏まえて決定しているものであるため、委員に書面で意見を聞いた上で、必要に応じて修正を行うこと。最終決定は、市長決裁により決定する。
 - ・今回の変更は、計画よりも進捗状況が良いことから、前倒して実施するものや、これまでの検討結果に基づいて、取組内容を見直すものなど、計画の進捗状況に応じた変更も多いので、市民に周知する際には、わかりやすく示すこと。
 - ・取組項目のうち、計画の策定など進捗が遅れているものが見受けられるので、スピード感をもって取り組むこと。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 企画財政部財政課

件名	行政経営改革実施計画の変更について									
計画変更の概要	<p>行政経営改革は、実施状況や評価結果を踏まえ、取組項目の実施内容や目標、効果を適宜見直しすることとしている。</p> <p>平成30年度から令和2年度までの3年間の計画のうち、最終年度である令和2年度の取組項目等について、本年度までの取組状況などを考慮し、計画を変更したので、付議するもの。</p> <p>【変更事項】</p> <p>①行政経営改革審議会の役割 進捗管理の報告をもとに提案や助言←外部評価</p> <table border="1" data-bbox="352 719 1347 1084"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 719 847 757">新</th> <th data-bbox="847 719 1347 757">旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 757 847 1084"> <p>(4)行政経営改革実施計画の進行管理 行政経営改革実施計画の進行管理及び実施に伴う評価は、庁内組織として市長をトップにした行政経営戦略会議において行います。</p> <p>また、行政経営改革実施計画の進捗状況は、市の附属機関である行政経営改革審議会において、報告し、提案や助言を受けることとします。</p> <p>行政経営改革実施計画の実施内容や目標、効果については、評価結果を踏まえて、適宜見直しすることとします。</p> </td> <td data-bbox="847 757 1347 1084"> <p>(4)行政経営改革実施計画の進行管理 行政経営改革実施計画の進行管理及び実施に伴う評価は、庁内組織として市長をトップにした行政経営戦略会議において行います。</p> <p>また、行政経営改革実施計画の評価は、市の附属機関である行政経営改革審議会において、市民及び学識経験者による外部の視点で行います。</p> <p>行政経営改革実施計画の実施内容や目標、効果については、評価結果を踏まえて、適宜見直しすることとします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>②取組項目に関する事項(別添資料のとおり)</p> <p>③組織変更に伴う課名及び新元号への移行に伴う年度修正</p>						新	旧	<p>(4)行政経営改革実施計画の進行管理 行政経営改革実施計画の進行管理及び実施に伴う評価は、庁内組織として市長をトップにした行政経営戦略会議において行います。</p> <p>また、行政経営改革実施計画の進捗状況は、市の附属機関である行政経営改革審議会において、報告し、提案や助言を受けることとします。</p> <p>行政経営改革実施計画の実施内容や目標、効果については、評価結果を踏まえて、適宜見直しすることとします。</p>	<p>(4)行政経営改革実施計画の進行管理 行政経営改革実施計画の進行管理及び実施に伴う評価は、庁内組織として市長をトップにした行政経営戦略会議において行います。</p> <p>また、行政経営改革実施計画の評価は、市の附属機関である行政経営改革審議会において、市民及び学識経験者による外部の視点で行います。</p> <p>行政経営改革実施計画の実施内容や目標、効果については、評価結果を踏まえて、適宜見直しすることとします。</p>
新	旧									
<p>(4)行政経営改革実施計画の進行管理 行政経営改革実施計画の進行管理及び実施に伴う評価は、庁内組織として市長をトップにした行政経営戦略会議において行います。</p> <p>また、行政経営改革実施計画の進捗状況は、市の附属機関である行政経営改革審議会において、報告し、提案や助言を受けることとします。</p> <p>行政経営改革実施計画の実施内容や目標、効果については、評価結果を踏まえて、適宜見直しすることとします。</p>	<p>(4)行政経営改革実施計画の進行管理 行政経営改革実施計画の進行管理及び実施に伴う評価は、庁内組織として市長をトップにした行政経営戦略会議において行います。</p> <p>また、行政経営改革実施計画の評価は、市の附属機関である行政経営改革審議会において、市民及び学識経験者による外部の視点で行います。</p> <p>行政経営改革実施計画の実施内容や目標、効果については、評価結果を踏まえて、適宜見直しすることとします。</p>									
論点(決定を要する事項)	変更事項における①行政経営改革審議会の役割及び②取組項目に関する事項の是非									
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	計画の変更に当たっては、有識者及び市民で構成される附属機関である行政経営改革審議会で調査審議しているが、令和2年3月13日及び4月10日に予定していた審議会がコロナウイルス蔓延防止の観点から中止されたため、審議会は開催できていない。									
スケジュール	令和2年4月 計画の変更の決定(行政経営戦略会議) 5月 計画変更の周知(行政運営報告及び市HP・情報公開コーナー)									
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)				
	条例規則	無		報道発表						
	議会説明	有	行政運営報告(5月)	広報・HP等	有	HP・情報公開コーナー				
	市民参加	無								
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで									
参考情報	関係法令等 なし									
	関係課									
	事業費 千円 (うち特定財源 千円)									

行政経営改革実施計画取組項目の変更一覧

総括表

取組項目数

A	計画どおりに実施したことによる変更	7
A-1	スケジュールを前倒すための変更	(3)
A-2	検討結果を踏まえた実施内容の変更	(4)
B	内容をわかりやすくするための変更	1
C	社会情勢などの前提条件の変化による変更	3
D	進捗状況の遅れによるスケジュールの変更	9
取組項目の変更数		20

整理番号	取組項目	主担当課	理由	変更の理由及び内容
1-1-②-1	しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化 (P. 1)	市民活動支援課・社会福祉課	C	しろい市民交流フェスタは、抜本的見直しを行った結果廃止され、平成31年度に新たにまちサボ登録団体の実行委員会形式で「市民交流DAY」を始めたところである。現段階では、ボランティアまつりと連携は難しいことから、実施内容から連携開催に関する事項を削除するとともに、継続して実施する「連携協議」に関するスケジュールの変更が必要となったため。
1-1-②-2	地域防災力向上支援 (P. 2)	危機管理課	A-2	自主防災組織に対する新たな補助制度の導入については、自治会への活動費との重複の問題があり、実施できなくなったことから、実施内容から新たな補助金の支出に関する事項を削除するため。
1-1-③-1	提案型協働事業補助制度の推進 (P. 3)	市民活動支援課	D	補助制度の設計が進んでおらず、遅れが生じており、引き続き検討が必要なことから、スケジュールの変更が必要となったため。
1-1-③-3	市民提案制度の実施 (P. 4)	財政課・秘書課・企画政策課	A-2	市長の手紙との重複があるなど、新たな制度の導入による効果が少ないことから、実施内容から市民提案制度の実施に関する事項を削除するため。
1-1-④	市民が市民を支える寄付の仕組みづくり (P. 5)	市民活動支援課・関係各課	D	寄附の仕組みの検討が進んでおらず、遅れが生じており、引き続き検討が必要なことから、スケジュールの変更が必要となったため。
1-2-②-1	地域学校協働活動の推進 (P. 6)	生涯学習課・学校政策課	C	国の施策が毎年のように変更されており、地域学校協働活動の実施については、単独での事業ではなくコミュニティスクールやさまざまな地域活動と連携、一体的な実施を求められていることから、現段階において事業を導入することは難しく、実施内容を根本的な見直し、実施内容を削除するため。
1-2-③	地域担当職員制度導入による地域づくり支援 (P. 7)	市民活動支援課・総務課	A-1	地域担当職員制度は、試行実施を省略し、1年前倒して実施するとともに、計画で予定していた1小学校区ではなく、2小学校区（大山口小学校・白井第三小学校）でまちづくり協議会の設立に向けて、まちづくり支援職員が既に活動していることから、現状に即するため、実施内容及びスケジュールの変更が必要となったため。
1-2-④	まちづくり協議会設立の促進 (P. 8)	市民活動支援課・関係各課	A-1	小学校区単位のまちづくり協議会は、モデル地区を1地区から2地区（大山口小学校・白井第三小学校）に変更し、更に実施地区として白井第二小学校区を追加して前倒して進めていることから、現状に即するため、実施内容及びスケジュールの変更が必要となったため。
1-3-①-1	情報提供戦略に関する計画に基づく情報提供 (P. 9)	秘書課・総務課	D	情報提供戦略に関する計画の策定に遅れが生じていることから、情報提供戦略に関するスケジュールの変更が必要となったため。
2-1-③	情報提供戦略に関する計画の策定 (P. 10)	総務課・秘書課	D	情報提供戦略に関する計画の策定に遅れが生じていることから、情報提供戦略に関するスケジュールの変更が必要となったため。
2-2-①	人材育成基本方針の見直し (P. 11)	総務課	D	人材育成基本方針の見直し作業に遅れが生じていることから、人材育成基本方針に関するスケジュールの変更が必要となったため。
2-2-②	適材適所な人事配置 (P. 12)	総務課	D	人材育成基本方針の見直し作業に遅れが生じていることから、人材育成基本方針に関するスケジュールの変更が必要となったため。
2-2-③	現場主義職員の育成 (P. 13)	総務課	D	人材育成基本方針の見直し作業に遅れが生じていることから、人材育成基本方針に関するスケジュールの変更が必要となったため。
2-2-④	職員が地域活動に参加しやすい仕組みの検討・推進 (P. 14)	総務課	D	人材育成基本方針の見直し作業に遅れが生じていることから、人材育成基本方針に関するスケジュールの変更が必要となったため。
2-3-④	土地利用の促進 (P. 15)	都市計画課・産業振興課	D	組織の設置について決定されておらず、本年度も引き続き検討する必要があることから、スケジュールの変更が必要となったため。
2-4-①-1	新たな施設維持管理方法の導入 (P. 6)	公共施設マネジメント課	A-2	公共施設の維持管理に関する歳出の削減のためには、ESCO事業に限定せず、取組項目を拡大して取り組んだ方が効果があることがわかったことから、取組項目を「新たな施設維持管理方法の導入」にあらため、「公共施設空調設備等賃借事業」や「公共施設包括管理業務委託」に関する事項を「これからの取り組み」及び「実施内容」に加えるとともに関連するスケジュールの変更が必要となったため。
2-5-①-3	福祉部・健康子ども部窓口業務の委託の検討と実施 (P. 17-P. 18)	福祉部・健康子ども部	C	庁舎の配置状況により、高齢者福祉課の介護保険の窓口が本庁舎1階となったことから、当初計画していた窓口業務の委託が行えなくなった。そのため、保健福祉センター3階の窓口業務と介護保険の窓口業務でそれぞれ独自に委託について検討したが、介護保険に関する窓口業務委託だけでは、費用対効果が見込まれないことから、高齢者福祉課は取組及び所管課から除外するとともに、残りの5課で、会計年度任用職員の配置状況を踏まえ、業務の洗い出しを再度実施するため「窓口業務の委託の導入の検討と決定」に関する事項を実施内容に加えるとともに関連するスケジュールの変更が必要となったため。
2-5-①-3	市民課窓口・証明書窓口業務の委託の検討と実施 (P. 17-P. 18)	市民課 (課税課・収税課)	B	窓口業務の委託について、内容ごとに取組項目を分けることで、事業をわかりやすくするため、項目名の変更が必要となったため。
2-5-①-3	環境課窓口業務の委託の検討と実施 (P. 17-P. 18)	環境課	A-2	令和3年4月からゴミの持ち込み処理に関する事務が市から印西地区環境整備組合の事務とする検討をしており、窓口業務の事務が減り、費用対効果が見込まれないことから、実施内容から環境課窓口業務の委託の施行実施の準備に関する事項を削除するため。
3-1-②	公共施設等の個別施設計画の策定 (P. 19)	公共施設マネジメント課・教育総務課	A-1	「学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討・決定」は、平成31年度に実施予定であったが、既に平成30年度に決定したことから、現状に即してスケジュールの前倒しを行うため、また、学校施設の個別施設計画の策定期間を平成31年度から令和2年度に変更したことから、それらに関連するスケジュールの変更が必要となったため。

変更案

1. 市民参加の充実

② 公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。

整理番号	1-1-②-1	項目名	しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化	所管課	市民活動支援課 社会福祉課
これまでの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 市は、白井駅前センター内に市民活動推進センターを設置し、市民活動を側面から支援する「情報」、「活動」、「交流」の場として、市民団体に管理の一部及び運営を委託している。 市民活動推進センターは、立地条件、スペースの改善、利用者の増加、運営機能の充実、運営体制の充実が課題とされている。 市は、市民活動推進センターを市役所に移転し、市民活動を取り巻く課題に対応したセンターとして機能を強化するため検討を進めている。 		
これからの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 平成 30（2018）年 5 月に市民活動推進センターを市役所に移転し、名称を「しろい市民まちづくりサポートセンター」に改める。 しろい市民まちづくりサポートセンターは、段階的に機能強化を図りながら、市民活動の総合的な拠点として拡充させていく。 機能的に類似するボランティアセンターとの連携を検討する。 		
目的			<ul style="list-style-type: none"> しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化を図り、市民活動の総合的な拠点として拡充することで、市民活動を支援するため。 		
目標時期			令和 2（2020）年度		
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	令和 2(2020)年度
しろい市民まちづくりサポートセンターの移転、機能強化・拡充			→		
しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携協議			→		
しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携			→		
しろい市民まちづくりサポートセンターとボランティアセンターの連携の検討			→		
目標			効果		
平成 30（2018）年度	<ul style="list-style-type: none"> しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化・拡充 しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携による実施について協議 しろい市民まちづくりサポートセンターとボランティアセンターの運営にかかる現状等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 【市の効果】 市民活動を実践する市民が増える。 【市民の効果】 市民活動団体間や団体と地域・行政間がつながることで、協働の取り組みが増える。 市民活動団体等の団体の活動が活性化する。 			
平成 31（2019）年度	<ul style="list-style-type: none"> しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化・拡充 しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携による開催 しろい市民まちづくりサポートセンターとボランティアセンターの連携の検討 				
令和 2（2020）年度	<ul style="list-style-type: none"> しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化・拡充 →しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携による開催 しろい市民まちづくりサポートセンターとボランティアセンターの連携の検討 				

変更前

1. 市民参加の充実

② 公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。

整理番号	1-1-②-1	項目名	しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化	所管課	市民活動支援課 社会福祉課
これまでの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 市は、白井駅前センター内に市民活動推進センターを設置し、市民活動を側面から支援する「情報」、「活動」、「交流」の場として、市民団体に管理の一部及び運営を委託している。 市民活動推進センターは、立地条件、スペースの改善、利用者の増加、運営機能の充実、運営体制の充実が課題とされている。 市は、市民活動推進センターを市役所に移転し、市民活動を取り巻く課題に対応したセンターとして機能を強化するため検討を進めている。 		
これからの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 平成 30（2018）年 5 月に市民活動推進センターを市役所に移転し、名称を「しろい市民まちづくりサポートセンター」に改める。 しろい市民まちづくりサポートセンターは、段階的に機能強化を図りながら、市民活動の総合的な拠点として拡充させていく。 機能的に類似するボランティアセンターとの連携を検討する。 		
目的			<ul style="list-style-type: none"> しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化を図り、市民活動の総合的な拠点として拡充することで、市民活動を支援するため。 		
目標時期			令和 2（2020）年度		
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	令和 2(2020)年度
しろい市民まちづくりサポートセンターの移転、機能強化・拡充			→		
しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携協議			→		
しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携			→		
しろい市民まちづくりサポートセンターとボランティアセンターの連携の検討			→		
目標			効果		
平成 30（2018）年度	<ul style="list-style-type: none"> しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化・拡充 しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携による実施について協議 しろい市民まちづくりサポートセンターとボランティアセンターの運営にかかる現状等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 【市の効果】 市民活動を実践する市民が増える。 【市民の効果】 市民活動団体間や団体と地域・行政間がつながることで、協働の取り組みが増える。 市民活動団体等の団体の活動が活性化する。 			
平成 31（2019）年度	<ul style="list-style-type: none"> しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化・拡充 しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携による開催 しろい市民まちづくりサポートセンターとボランティアセンターの連携の検討 				
令和 2（2020）年度	<ul style="list-style-type: none"> しろい市民まちづくりサポートセンターの機能強化・拡充 しろい市民交流フェスタとボランティアまつりの連携による開催 しろい市民まちづくりサポートセンターとボランティアセンターの連携の検討 				

変更案

基本方針1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

② 公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。

整理番号	1-1-②-2	項目名	地域防災力向上支援	所管課	危機管理課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市は、県の補助制度を活用し、自主防災組織設立時に防災資機材を購入し、交付している。 市内の自主防災組織には、防災資機材が整備されているが、耐用年数を超えても、更新されていないものも多い。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> →原則、市の単独補助により、組織立ち上げ時に購入し整備してきた資機材の更新・整備及び維持更新等の支援制度を整備し、自主防災組織や自治会がより活動しやすい環境を整備する。(場合によって県の補助制度も活用する。) 自主防災組織の設立促進を図るため、防災活動に必要な防災資機材を自主防災組織設立時に交付する。(県補助金を活用する。) NPOなどの地域防災の専門家による支援や派遣制度について検討する。 市民の関心が大きい地域防災力を通じて、市民活動を市民に広げるため。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> 市民の関心が大きい地域防災力を通じて、市民活動を市民に広げるため。 				
目標時期	令和2(2020)年度				
実施内容	実施スケジュール				
	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度		
補助制度調査研究・設計	→				
補助金受付			✗		
専門家の支援・派遣制度の検討		→			
専門家の支援・派遣制度の制度化・実施			→		
目標	効果				
平成30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> 資機材整備のための補助金制度の調査研究、県との協議 				
平成31(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> →補助金交付要綱制定 →自主防災組織→自治連合会への説明 専門家の支援・派遣制度の検討 				
令和2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> →補助金受付 専門家の支援・派遣制度の制度化・実施 				
平成30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> 【市の効果】 地域における防災意識が高まり、災害時の対応力が強化される。 【市民の効果】 自主防災組織の活動が維持・強化される。 				
平成31(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要綱制定 自主防災組織・自治連合会への説明 専門家の支援・派遣制度の検討 				
令和2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> 補助金受付 専門家の支援・派遣制度の制度化・実施 				

変更前

基本方針1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

② 公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。

整理番号	1-1-②-2	項目名	地域防災力向上支援	所管課	危機管理課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市は、県の補助制度を活用し、自主防災組織設立時に防災資機材を購入し、交付している。 市内の自主防災組織には、防災資機材が整備されているが、耐用年数を超えても、更新されていないものも多い。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 原則、市の単独補助により、組織立ち上げ時に購入し整備してきた資機材の更新・整備及び維持更新等の支援制度を整備し、自主防災組織や自治会がより活動しやすい環境を整備する。(場合によって県の補助制度も活用する。) NPOなどの地域防災の専門家による支援や派遣制度について検討する。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> 市民の関心が大きい地域防災力を通じて、市民活動を市民に広げるため。 				
目標時期	令和2(2020)年度				
実施内容	実施スケジュール				
	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度		
補助制度調査研究・設計	→				
補助金受付			→		
専門家の支援・派遣制度の検討		→			
専門家の支援・派遣制度の制度化・実施			→		
目標	効果				
平成30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> 補助金制度の調査研究、県との協議 				
平成31(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付要綱制定 自主防災組織・自治連合会への説明 専門家の支援・派遣制度の検討 				
令和2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> 補助金受付 専門家の支援・派遣制度の制度化・実施 				
平成30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> 【市の効果】 地域における防災意識が高まり、災害時の対応力が強化される。 【市民の効果】 自主防災組織の活動が維持・強化される。 				

変更案

基本方針1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ③ 市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。

整理番号	1-1-③-1	項目名	提案型協働事業補助制度の推進	所管課	市民活動支援課
これまでの取り組み			・市は、市民団体の自立の促進を支援するとともに、公益活動の活性化により地域課題の解決を図り、市民主体のまちづくりと活力ある地域社会の実現を目指すため、市民団体活動支援補助金により市民団体の公益活動に必要な経費の一部を補助しているが、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりに対する取り組みは弱い。		
これからの取り組み			・市民と市の協働により地域の様々な課題を解決する取り組みを推進するため、市民と市の協働事業へつなげる仕組みづくりとして（仮称）提案型協働事業補助金による補助制度の検討・設計を行う。		
目的			・市民と市の協働により、地域の様々な課題を解決する取り組みを推進するため。		
目標時期			令和2（2020）年度		
実施内容			実施スケジュール		
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
補助制度の設計			→		
補助制度のPR			→		
補助制度の募集・審査			→		
補助制度による協働事業の実施			→		
目標			効果		
平成30(2018)年度	・補助制度の設計		【市の効果】 ・市民と市が協働し、地域の課題を解決する取り組みが増え、協働によるまちづくりが推進できる。		
平成31(2019)年度	→補助制度のPR ・補助制度の募集・審査		【市民の効果】 ・市との協働による事業が行いやすくなる。 ・公益性のある事業が行われることで、市民生活が向上する。		
令和2(2020)年度	→補助制度による協働事業の実施 ・補助制度の検討・設計				

変更前

基本方針1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ③ 市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。

整理番号	1-1-③-1	項目名	提案型協働事業補助制度の推進	所管課	市民活動支援課
これまでの取り組み			・市は、市民団体の自立の促進を支援するとともに、公益活動の活性化により地域課題の解決を図り、市民主体のまちづくりと活力ある地域社会の実現を目指すため、市民団体活動支援補助金により市民団体の公益活動に必要な経費の一部を補助しているが、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりに対する取り組みは弱い。		
これからの取り組み			・市民と市の協働により地域の様々な課題を解決する取り組みを推進するため、市民と市の協働事業へつなげる仕組みづくりとして（仮称）提案型協働事業補助金を創設する。		
目的			・市民と市の協働により、地域の様々な課題を解決する取り組みを推進するため。		
目標時期			令和2（2020）年度		
実施内容			実施スケジュール		
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
補助制度の設計			→		
補助制度のPR			→		
補助制度の募集・審査			→		
補助制度による協働事業の実施			→		
目標			効果		
平成30(2018)年度	・補助制度の設計		【市の効果】 ・市民と市が協働し、地域の課題を解決する取り組みが増え、協働によるまちづくりが推進できる。		
平成31(2019)年度	・補助制度のPR ・補助制度の募集・審査		【市民の効果】 ・市との協働による事業が行いやすくなる。 ・公益性のある事業が行われることで、市民生活が向上する。		
令和2(2020)年度	・補助制度による協働事業の実施				

基本方針1 市民自治のまちづくり

変更案

1. 市民参加の充実

- ③ 市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。

整理番号	1-1-③-3	項目名	市民提案制度の実施	所管課	財政課 秘書課 企画政策課
これまでの取り組み	・市民から寄せられた市への提案や意見について、組織的に検討するための仕組みはない。				
これからの取り組み	・市民から寄せられた市への提案や意見について、有益な提言を実現に向けて検討するための仕組みをつくり、実施する。				
目的	・新たな市民参加を充実させるため。				
目標時期	令和2(2020)年度				
実施内容		実施スケジュール			
		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度	
市民提案制度の検討		→			
市民提案制度の試行実施			✗	→	
市民提案制度の試行実施の評価			✗	→	
市民提案制度の本格実施				✗	→
目標		効果			
平成30(2018)年度	・市民提案制度の検討	【市の効果】 ・より良い事業を行うことができる。 ・市政に対する市民の納得度が高まる。 【市民の効果】 ・市民の意見が市政に直接反映される。 ・市政への関心が高まる。			
平成31(2019)年度	→市民提案制度の試行実施 →市民提案制度の試行実施の評価				
令和2(2020)年度	→市民提案制度の本格実施				

変更前

基本方針1 市民自治のまちづくり

1. 市民参加の充実

- ③ 市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。

整理番号	1-1-③-3	項目名	市民提案制度の実施	所管課	財政課 秘書課 企画政策課
これまでの取り組み	・市民から寄せられた市への提案や意見について、組織的に検討するための仕組みはない。				
これからの取り組み	・市民から寄せられた市への提案や意見について、有益な提言を実現に向けて検討するための仕組みをつくり、実施する。				
目的	・新たな市民参加を充実させるため。				
目標時期	令和2(2020)年度				
実施内容		実施スケジュール			
		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度	
市民提案制度の検討		→			
市民提案制度の試行実施			→		
市民提案制度の試行実施の評価				→	
市民提案制度の本格実施					→
目標		効果			
平成30(2018)年度	・市民提案制度の検討	【市の効果】 ・より良い事業を行うことができる。 ・市政に対する市民の納得度が高まる。 【市民の効果】 ・市民の意見が市政に直接反映される。 ・市政への関心が高まる。			
平成31(2019)年度	・市民提案制度の試行実施 ・市民提案制度の試行実施の評価				
令和2(2020)年度	・市民提案制度の本格実施				

基本方針1 市民自治のまちづくり

変更案

2. 地域コミュニティづくりの推進

② 地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。

整理番号	1-2-②-1	項目名	地域学校協働活動の推進	所管課	生涯学習課・学校政策課
				関係課	市民活動支援課・健康課 社会福祉課・子育て支援課
これまでの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの支援として、教育委員会が、「放課後子ども教室」(生涯学習課)、「学校安全活動・登下校見守り」(学校政策課)を行い、地域住民等が、学習支援や安全面の支援などをそれぞれで行っており、連携協力がとりづらい。 国は、各小中学校において、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進している。 		
これからの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動を推進するため、全ての小中学校で地域と学校の連携協力体制の仕組みを検討する。 地域と学校をつなぐため、地域における地域住民等による連携協力体制を検討し、決定する。 <p>【取組中止の理由】</p> <p>・市内の学校では、すでに地域と連携したさまざまな取り組みを行っている状況であること、また、国の施策が毎年のように変わっている中、地域学校協働活動の活動のみではなく、コミュニティスクールや様々な地域活動と一体となり進めていく方向性を示しており、現段階において新たにさまざまな地域活動を行う組織を立ち上げるには難しい状況であるため。</p>		
目的			<ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動を推進するため。 		
目標時期			未定		
実施内容				実施スケジュール	
				平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度
地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定					
目標				効果	
平成 30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> 地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定 			<p>【市の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域と学校の連携協力した活動が増えるとともに、調整等に要する負担が軽減する。 	
平成 31(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> 地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定 			<p>【市民の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校と連携する窓口ができることで、学校と連携したイベントなどを行うときの調整の負担が軽減する。 地域で地域学校協働活動が増えることで、市民生活が豊かになる。 	
令和 2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> 地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定 				

基本方針1 市民自治のまちづくり

変更前

2. 地域コミュニティづくりの推進

② 地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。

整理番号	1-2-②-1	項目名	地域学校協働活動の推進	所管課	生涯学習課・学校政策課	
				関係課	市民活動支援課・健康課 社会福祉課・子育て支援課	
これまでの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの支援として、教育委員会が、「放課後子ども教室」(生涯学習課)、「学校安全活動・登下校見守り」(学校教育課)を行い、地域住民等が、学習支援や安全面の支援などをそれぞれで行っており、連携協力がとりづらい。 国は、各小中学校において、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進している。 			
これからの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動を推進するため、全ての小中学校で地域と学校の連携協力体制の仕組みを検討する。 地域と学校をつなぐため、地域における地域住民等による連携協力体制を検討し、決定する。 			
目的			<ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動を推進するため。 			
目標時期			未定			
実施内容				実施スケジュール		
				平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	令和 2(2020)年度
地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定						
目標				効果		
平成 30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> 地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定 			<p>【市の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域と学校の連携協力した活動が増えるとともに、調整等に要する負担が軽減する。 		
平成 31(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> 地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定 			<p>【市民の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校と連携する窓口ができることで、学校と連携したイベントなどを行うときの調整の負担が軽減する。 地域で地域学校協働活動が増えることで、市民生活が豊かになる。 		
令和 2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> 地域と学校の連携協力体制の仕組みの検討と決定 					

基本方針1 市民自治のまちづくり

変更案

2. 地域コミュニティづくりの推進

- ④ 小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。

整理番号	1-2-④	項目名	まちづくり協議会設立の促進	所管課	市民活動支援課 高齢者福祉課 健康課・総務課 関係各課
これまでの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 市は、まちづくり協議会を組織するきっかけづくりとして、市内の9小学校区で小学校区単位の意見交換会を開催している。 地域において活動をしている個々の団体の連携協力体制ができていない。 自治会等の役員の任期が一年間であり、まちづくり協議会の必要性が高まらないため、地域の多様な組織、団体に参加を呼びかけ、意見交換会を開催している。 		
これからの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 地域の多様な組織、団体を交えたモデル小学校区の事例を紹介意見交換会を開催する。 小学校区単位で地域の課題解決や魅力の創出を図るため、モデル小学校区の白井第三小学校区及び大山口小学校区を地域担当職員、白井第二小学校区を公民センターが、それぞれまちづくり協議会の設立に向けて支援する。 地域の幅広い年代層の参加を促すため、若い世代に積極的に呼びかける。 		
目的			<ul style="list-style-type: none"> 小学校区単位で地域が一体となって地域課題を解決するまちづくりを推進するため。 		
目標時期			未定		
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	令和 2(2020)年度
モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援 (2+小学校区)			→		
まちづくり協議会の仕組みの検討			→		
地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整			→		
モデル小学校区によるまちづくり協議会設立 (2+小学校区)			→		
白井第二小学校区によるまちづくり協議会設立支援			→		
目標			効果		
平成 30 (2018) 年度	<ul style="list-style-type: none"> モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援 (2+小学校区) まちづくり協議会の仕組みの検討 地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整 	<ul style="list-style-type: none"> 【市の効果】 小学校区の課題を小学校区内で解決できる。 【市民の効果】 小学校区の課題を小学校区内で解決できる。 			
平成 31 (2019) 年度	<ul style="list-style-type: none"> モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援 (2+小学校区) まちづくり協議会の仕組みの検討 地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整 				
令和 2 (2020) 年度	<ul style="list-style-type: none"> モデル小学校区によるまちづくり協議会設立 (2+小学校区) 白井第二小学校区によるまちづくり協議会設立支援 地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整 				

基本方針1 市民自治のまちづくり

変更前

2. 地域コミュニティづくりの推進

- ④ 小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。

整理番号	1-2-④	項目名	まちづくり協議会設立の促進	所管課	市民活動支援課 高齢者福祉課 健康課・総務課 関係各課
これまでの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 市は、まちづくり協議会を組織するきっかけづくりとして、市内の9小学校区で小学校区単位の意見交換会を開催している。 地域において活動をしている個々の団体の連携協力体制ができていない。 自治会等の役員の任期が一年間であり、まちづくり協議会の必要性が高まらないため、地域の多様な組織、団体に参加を呼びかけ、意見交換会を開催している。 		
これからの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 地域の多様な組織、団体を交えた意見交換会を開催する。 小学校区単位で地域の課題解決を図るため、モデル小学校区を定め、地域担当職員が、まちづくり協議会の設立を支援する。 地域の幅広い年代層の参加を促すため、若い世代に積極的に呼びかける。 		
目的			<ul style="list-style-type: none"> 小学校区単位で地域が一体となって地域課題を解決するまちづくりを推進するため。 		
目標時期			未定		
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	令和 2(2020)年度
モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援 (1小学校区)			→		
まちづくり協議会の仕組みの検討			→		
地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整			→		
モデル小学校区によるまちづくり協議会設立 (1小学校区)			→		
目標			効果		
平成 30 (2018) 年度	<ul style="list-style-type: none"> モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援 (1小学校区) まちづくり協議会の仕組みの検討 地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整 	<ul style="list-style-type: none"> 【市の効果】 小学校区の課題を小学校区内で解決できる。 【市民の効果】 小学校区の課題を小学校区内で解決できる。 			
平成 31 (2019) 年度	<ul style="list-style-type: none"> モデル小学校区によるまちづくり協議会設立支援 (1小学校区) まちづくり協議会の仕組みの検討 地域ぐるみネットワーク会議などの既存の取り組みとの調整 				
令和 2 (2020) 年度	<ul style="list-style-type: none"> モデル小学校区によるまちづくり協議会設立 (1小学校区) 				

変更案

基本方針1 市民自治のまちづくり

3. 情報共有の徹底と可視化

① 広報や ICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。

整理番号	1-3-①-1	項目名	情報提供戦略に関する計画に基づく 情報提供	所管課	秘書課 総務課 関係各課
これまでの 取り組み	・市は、広報しろい、市ホームページ、メール配信サービス、自治会回覧、なし坊 twitter などの方法で、市民に情報提供を行っている。				
これからの 取り組み	・市民とともに市の情報提供戦略に関する計画を策定し、計画に基づき、市が提供したい情報を世代や分野ごとに伝えるなど、市民が必要な情報が確実に市民に伝わる情報提供を行う。				
目的	・市が提供したい情報と、市民が必要とする情報を市民に確実に伝えることで、市民と市の方向性を同じにするため。				
目標時期	令和 2（2020）年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	令和 2(2020) 年度
市が現在行っている情報提供の検証			→		
情報提供戦略に関する計画の策定			→		
情報提供戦略に関する計画に基づく情報提供方法の実施			→		
目標			効果		
平成 30 (2018) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 市が現在行っている情報提供の方法の検証 情報提供戦略に関する計画の策定 		【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 市が市民に提供したい情報が確実に伝わる。 市の事業がスムーズに進むようになる。 【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 市民が必要とする市の情報を確実に入手できる。 		
平成 31 (2019) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 市が現在行っている情報提供の方法の検証 情報提供戦略に関する計画の策定 作業 		【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 市が市民に提供したい情報が確実に伝わる。 市の事業がスムーズに進むようになる。 【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 市民が必要とする市の情報を確実に入手できる。 		
令和 2 (2020) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供戦略に関する計画に基づく情報提供方法の実施 情報提供戦略に関する計画の策定作業 情報提供戦略に関する計画の策定完了 				

変更前

基本方針1 市民自治のまちづくり

3. 情報共有の徹底と可視化

① 広報や ICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。

整理番号	1-3-①-1	項目名	情報提供戦略に関する計画に基づく 情報提供	所管課	秘書課 総務課 関係各課
これまでの 取り組み	・市は、広報しろい、市ホームページ、メール配信サービス、自治会回覧、なし坊 twitter などの方法で、市民に情報提供を行っている。				
これからの 取り組み	・市民とともに市の情報提供戦略に関する計画を策定し、計画に基づき、市が提供したい情報を世代や分野ごとに伝えるなど、市民が必要な情報が確実に市民に伝わる情報提供を行う。				
目的	・市が提供したい情報と、市民が必要とする情報を市民に確実に伝えることで、市民と市の方向性を同じにするため。				
目標時期	令和 2（2020）年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018) 年度	平成 31(2019) 年度	令和 2(2020) 年度
市が現在行っている情報提供の検証			→		
情報提供戦略に関する計画の策定			→		
情報提供戦略に関する計画に基づく情報提供方法の実施			→		
目標			効果		
平成 30 (2018) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 市が現在行っている情報提供の方法の検証 情報提供戦略に関する計画の策定 		【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 市が市民に提供したい情報が確実に伝わる。 市の事業がスムーズに進むようになる。 【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 市民が必要とする市の情報を確実に入手できる。 		
平成 31 (2019) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 市が現在行っている情報提供の方法の検証 情報提供戦略に関する計画の策定 		【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 市が市民に提供したい情報が確実に伝わる。 市の事業がスムーズに進むようになる。 【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 市民が必要とする市の情報を確実に入手できる。 		
令和 2 (2020) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供戦略に関する計画に基づく情報提供方法の実施 				

変更案

基本方針2 自立した行財政運営

1. 効率的な行政組織の構築

③ ICT（情報通信技術）などを活用して情報をしっかり整理し、行政組織内の情報共有を徹底します

整理番号	2-1-③	項目名	情報提供戦略に関する計画の策定	所管課	総務課 秘書課 関係各課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市内情報システムを利用して、各課への照会等を行っている。 ・デジタルデータは、サーバの保管を徹底している。 ・白井市セキュリティポリシーを定め、個人情報の取扱に関する管理は徹底しているが、情報提供戦略に関する計画はない。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等により、市の情報提供戦略に関する計画を策定し、行政組織の情報共有を徹底する。 ・市が提供したい、市民が必要とする情報を市民に確実に伝えるための方法について検討し、実施する。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供戦略に関する計画を策定し、行政組織の情報共有を徹底することで、市民が必要とする情報を市民に確実に情報を伝えるため。 				
目標時期	令和2（2020）年度				
実施内容		実施スケジュール			
		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度	
情報提供戦略に関する内部調査		→			
情報提供戦略に関する計画の策定		→			
情報提供戦略に関する計画に基づく行政組織内の情報共有の実施				→	
目標		効果			
平成30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市内部の現状と今後の展望に関する調査 ・情報提供戦略に関する計画の策定作業 ・審議会等の設置・開催 	【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・市の情報管理がより強固になる。 ・行政内部の情報を調べやすくなるため、本来業務の効率化が図られる。 ・市が市民に提供したい情報が確実に伝わる。 			
平成31(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の開催 ・情報提供戦略に関する計画の策定作業 	【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・市民が必要とする市の情報を確実に入手できる。 			
令和2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供戦略に関する計画に基づく行政組織内の情報共有の実施 ・情報提供戦略に関する計画の策定作業 ・情報提供戦略に関する計画の策定完了 				

変更前

基本方針2 自立した行財政運営

1. 効率的な行政組織の構築

③ ICT（情報通信技術）などを活用して情報をしっかり整理し、行政組織内の情報共有を徹底します

整理番号	2-1-③	項目名	情報提供戦略に関する計画の策定	所管課	総務課 秘書課 関係各課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市内情報システムを利用して、各課への照会等を行っている。 ・デジタルデータは、サーバの保管を徹底している。 ・白井市セキュリティポリシーを定め、個人情報の取扱に関する管理は徹底しているが、情報提供戦略に関する計画はない。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等により、市の情報提供戦略に関する計画を策定し、行政組織の情報共有を徹底する。 ・市が提供したい、市民が必要とする情報を市民に確実に伝えるための方法について検討し、実施する。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供戦略に関する計画を策定し、行政組織の情報共有を徹底することで、市民が必要とする情報を市民に確実に情報を伝えるため。 				
目標時期	令和2（2020）年度				
実施内容		実施スケジュール			
		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度	
情報提供戦略に関する内部調査		→			
情報提供戦略に関する計画の策定		→			
情報提供戦略に関する計画に基づく行政組織内の情報共有の実施				→	
目標		効果			
平成30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市内部の現状と今後の展望に関する調査 ・情報提供戦略に関する計画の策定作業 ・審議会等の設置・開催 	【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・市の情報管理がより強固になる。 ・行政内部の情報を調べやすくなるため、本来業務の効率化が図られる。 ・市が市民に提供したい情報が確実に伝わる。 			
平成31(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の開催 ・情報提供戦略に関する計画の策定 	【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> ・市民が必要とする市の情報を確実に入手できる。 			
令和2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供戦略に関する計画に基づく行政組織内の情報共有の実施 				

基本方針2 自立した行財政運営

変更案

2. 多様な人材の育成と確保

- ① 「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、「人材育成基本方針」を見直します。

整理番号	2-2-①	項目名	人材育成基本方針の見直し	所管課	総務課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市は、「人材育成基本方針」を策定しているが、「白井市職員のあるべき姿」がなく、一般論となっていることから、職員に浸透していない。 平成 26 (2014) 年に実施した住民意識調査において、市民が求める職員像の調査を行っている。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 職員のプロジェクトチーム等を設置し、住民意識調査の結果等を踏まえ「白井市職員のあるべき姿」を作成し、「人材育成基本方針」の見直しを行う。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> 職員としてより一層の意識の向上を図るため。 				
目標時期	令和 2 (2020) 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	令和 2(2020)年度
「白井市職員のあるべき姿」の作成			→		
「人材育成基本方針」の見直し			→		
目標			効果		
平成 30 (2018) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 職員のプロジェクトチーム等を設置し「白井市職員のあるべき姿」の作成 		<ul style="list-style-type: none"> 【市の効果】 ・白井市職員のあるべき姿に即した職員が増える。 【市民の効果】 ・市民が求める職員像に即した職員が増える。 ・行政サービスが向上する。 		
平成 31 (2019) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「白井市職員のあるべき姿」の作成 ・「人材育成基本方針」の見直し 				
令和 2 (2020) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成基本方針」の見直し 				

基本方針2 自立した行財政運営

変更前

2. 多様な人材の育成と確保

- ① 「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、「人材育成基本方針」を見直します。

整理番号	2-2-①	項目名	人材育成基本方針の見直し	所管課	総務課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市は、「人材育成基本方針」を策定しているが、「白井市職員のあるべき姿」がなく、一般論となっていることから、職員に浸透していない。 平成 26 (2014) 年に実施した住民意識調査において、市民が求める職員像の調査を行っている。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 職員のプロジェクトチーム等を設置し、住民意識調査の結果等を踏まえ「白井市職員のあるべき姿」を作成し、「人材育成基本方針」の見直しを行う。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> 職員としてより一層の意識の向上を図るため。 				
目標時期	平成 31 (2019) 年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	令和 2(2020)年度
「白井市職員のあるべき姿」の作成			→		
「人材育成基本方針」の見直し			→		
目標			効果		
平成 30 (2018) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 職員のプロジェクトチーム等を設置し「白井市職員のあるべき姿」の作成 		<ul style="list-style-type: none"> 【市の効果】 ・白井市職員のあるべき姿に即した職員が増える。 【市民の効果】 ・市民が求める職員像に即した職員が増える。 ・行政サービスが向上する。 		
平成 31 (2019) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成基本方針」の見直し 				
令和 2 (2020) 年度					

変更案

基本方針2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

- ② 職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。

整理番号	2-2-②	項目名	適材適所な人事配置	所管課	総務課
これまでの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 市は、「人材育成基本方針」に基づき、階層別研修を実施し、各研修機関等への派遣を行っている。 市は、各課等における業務、人事意向調査等を総合的に勘案し、人事配置を行っている。 		
これからの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 見直した「人材育成基本方針」に基づき研修等を行い、専門性の高い職員の育成につなげることで、更なる適材適所の人事配置を行っていく。 現行の制度に固執せず、職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮できるような新たな人事制度について、情報収集、検討を行う。 		
目的			<ul style="list-style-type: none"> 適材適所の人事配置を行うことで、職員の能力や意欲を最大限発揮させるため。 		
目標時期			随時		
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	令和 2(2020)年度
「人材育成基本方針」の見直し				→	
「人材育成基本方針」に基づく研修の実施					→
適材適所な人事配置			→	→	→
新たな人事制度の情報収集、検討			→	→	→
目標		効果			
平成 30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> 適材適所な人事配置 新たな人事制度の情報収集、検討 	【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 能力や意欲を最大限発揮する職員が増える。 【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスが向上する。 			
平成 31(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> 「人材育成基本方針」の見直し 適材適所な人事配置 新たな人事制度の情報収集、検討 				
令和 2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> 「人材育成基本方針」の見直し 「人材育成基本方針」に基づく研修の実施 新たな人事制度の情報収集、検討 				

変更前

基本方針2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

- ② 職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。

整理番号	2-2-②	項目名	適材適所な人事配置	所管課	総務課
これまでの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 市は、「人材育成基本方針」に基づき、階層別研修を実施し、各研修機関等への派遣を行っている。 市は、各課等における業務、人事意向調査等を総合的に勘案し、人事配置を行っている。 		
これからの取り組み			<ul style="list-style-type: none"> 見直した「人材育成基本方針」に基づき研修等を行い、専門性の高い職員の育成につなげることで、更なる適材適所の人事配置を行っていく。 現行の制度に固執せず、職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮できるような新たな人事制度について、情報収集、検討を行う。 		
目的			<ul style="list-style-type: none"> 適材適所の人事配置を行うことで、職員の能力や意欲を最大限発揮させるため。 		
目標時期			随時		
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	令和 2(2020)年度
「人材育成基本方針」の見直し				→	
「人材育成基本方針」に基づく研修の実施					→
適材適所な人事配置			→	→	→
新たな人事制度の情報収集、検討			→	→	→
目標		効果			
平成 30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> 適材適所な人事配置 新たな人事制度の情報収集、検討 	【市の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 能力や意欲を最大限発揮する職員が増える。 【市民の効果】 <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスが向上する。 			
平成 31(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> 「人材育成基本方針」の見直し 適材適所な人事配置 新たな人事制度の情報収集、検討 				
令和 2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> 「人材育成基本方針」に基づく研修の実施 新たな人事制度の情報収集、検討 				

基本方針2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

③ 現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。

変更案

整理番号	2-2-③	項目名	現場主義職員の育成	所管課	総務課
これまでの取り組み	・市は、「人材育成基本方針」において、職員の現場主義を定めておらず、また、現場主義職員を育成していない。				
これからの取り組み	・今後見直しを予定している「人材育成基本方針」において現場主義職員の育成についての取り組み内容の検討を行う。				
目的	・現場主義を徹底することで、市の現状や市民のニーズを的確に把握し、市の業務の改善を図ることができる職員を育成するため。				
目標時期	随時				
実施内容				実施スケジュール	
				平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度
「人材育成基本方針」の見直し				→	
現場主義職員の育成の検討				→	
現場主義職員の育成				→	
目標			効果		
平成 30(2018)年度			【市の効果】 ・市の現状や市民のニーズを的確に把握し、市の業務の改善を図ることができる職員が増える。		
平成 31(2019)年度	・「人材育成基本方針」の見直し ・現場主義職員の育成の検討		【市民の効果】 ・市民ニーズが市政に反映される。 ・行政サービスが向上する。		
令和 2(2020)年度	・「人材育成基本方針」の見直し ・現場主義職員の育成の検討 ・現場主義職員の育成の実施				

基本方針2 自立した行財政運営

2. 多様な人材の育成と確保

③ 現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。

変更前

整理番号	2-2-③	項目名	現場主義職員の育成	所管課	総務課
これまでの取り組み	・市は、「人材育成基本方針」において、職員の現場主義を定めておらず、また、現場主義職員を育成していない。				
これからの取り組み	・今後見直しを予定している「人材育成基本方針」において現場主義職員の育成についての取り組み内容の検討を行う。				
目的	・現場主義を徹底することで、市の現状や市民のニーズを的確に把握し、市の業務の改善を図ることができる職員を育成するため。				
目標時期	随時				
実施内容				実施スケジュール	
				平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度
「人材育成基本方針」の見直し				→	
現場主義職員の育成の検討				→	
現場主義職員の育成				→	
目標			効果		
平成 30(2018)年度			【市の効果】 ・市の現状や市民のニーズを的確に把握し、市の業務の改善を図ることができる職員が増える。		
平成 31(2019)年度	・「人材育成基本方針」の見直し ・現場主義職員の育成の検討		【市民の効果】 ・市民ニーズが市政に反映される。 ・行政サービスが向上する。		
令和 2(2020)年度	・現場主義職員の育成の実施				

変更案

3. 財源の確保

- ④ 羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道16号や国道464号が通過しているという白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。

整理番号	2-3-④	項目名	土地利用の促進	所管課	都市計画課 産業振興課 企画政策課 財政課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・国道16号及び国道464号（北千葉道路）の沿道は、将来的に千葉県北西部の交通の要所となる可能性があり、本来、産業集積しやすい地域であるが、ともに市街化調整区域であるため、企業誘致を行える事業用地ではない。そこで、市街化調整区域において企業誘致を図ることができる環境とするため、具体的な規制誘導施策である「市街化調整区域における地区計画の運用基準」を策定している。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な周辺環境の変化に対応できる企業誘致可能な事業用地の創出を図るため、総合計画等の上位計画の見直しを含め、国道16号及び国道464号（北千葉道路）の沿道に企業誘致を図る上での課題を解決する具体的施策を検討する。 ・国道16号及び国道464号（北千葉道路）の沿道の土地利用を横断的に促進するための組織の設置を検討する。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税等の増加による歳入を確保するため。 ・雇用の確保により、職住近接による人口を維持するため。 ・地域経済の活性化や産業を振興するため。 				
目標時期	令和2（2020）年度以降				
実施内容			実施スケジュール		
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
具体的施策・組織の検討			→		
具体的施策・組織の決定			→		
具体的施策の実施			→		
組織の設置			→		
目標			効果		
平成30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的施策・組織の検討 		<ul style="list-style-type: none"> 【市の効果】 ・国道16号及び国道464号の土地利用が増え、固定資産税等の歳入が確保できる。 【市民の効果】 ・国道16号及び国道464号に所有する自分の土地を有効活用できる。 ・地域経済が活性化される。 		
平成31(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的施策・組織の検討 ・具体的施策の実施 				
令和2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的施策・組織の検討と決定 ・具体的施策の実施 ・組織の設置 				

変更前

3. 財源の確保

- ④ 羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道16号や国道464号が通過しているという白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。

整理番号	2-3-④	項目名	土地利用の促進	所管課	都市計画課 産業振興課 企画政策課 財政課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・国道16号及び国道464号（北千葉道路）の沿道は、将来的に千葉県北西部の交通の要所となる可能性があり、本来、産業集積しやすい地域であるが、ともに市街化調整区域であるため、企業誘致を行える事業用地ではない。そこで、市街化調整区域において企業誘致を図ることができる環境とするため、具体的な規制誘導施策である「市街化調整区域における地区計画の運用基準」を策定している。 				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な周辺環境の変化に対応できる企業誘致可能な事業用地の創出を図るため、総合計画等の上位計画の見直しを含め、国道16号及び国道464号（北千葉道路）の沿道に企業誘致を図る上での課題を解決する具体的施策を検討する。 ・国道16号及び国道464号（北千葉道路）の沿道の土地利用を横断的に促進するための組織の設置を検討する。 				
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税等の増加による歳入を確保するため。 ・雇用の確保により、職住近接による人口を維持するため。 ・地域経済の活性化や産業を振興するため。 				
目標時期	平成31（2019）年度				
実施内容			実施スケジュール		
			平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度
具体的施策・組織の検討			→		
具体的施策・組織の決定			→		
具体的施策の実施			→		
組織の設置			→		
目標			効果		
平成30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的施策・組織の検討 		<ul style="list-style-type: none"> 【市の効果】 ・国道16号及び国道464号の土地利用が増え、固定資産税等の歳入が確保できる。 【市民の効果】 ・国道16号及び国道464号に所有する自分の土地を有効活用できる。 ・地域経済が活性化される。 		
平成31(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的施策・組織の検討と決定 ・具体的施策の実施 				
令和2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的施策の実施 ・組織の設置 				

変更案

4. 歳出の抑制

- ① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワ一の効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

整理番号	2-4-①-1	項目名	ESCO事業の導入 新たな施設維持管理方法の導入	所管課	公共施設マネジメント課
これまでの取り組み	・公共施設の設備については、市が維持管理を行い、不都合箇所については、事後保全的に修繕、又は改修・更新している。				
これからの取り組み	・ESCO事業（施設の設備に省エネルギー設備を導入し、省エネルギー改修に要した経費等を全て省エネルギーによる一定期間の経費削減分で賄う取り組み）や 公共施設空調設備等賃貸事業、公共施設包括管理業務委託 等を市の公共施設整備又は維持管理に導入する。				
目的	・歳出を削減するため。				
目標時期	令和2（2020）年度				
		実施スケジュール			
		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度	
実施内容		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">ESCO事業等の研究、実施可能施設の把握</div> <div style="width: 30%; text-align: center;">→</div> <div style="width: 30%; text-align: center;">→</div> <div style="width: 10%; text-align: center;">→</div> </div>			
事業者の募集及び選定			→	→	
事業者による調査・設計			→	→	
工事着手及び完了			→	→	
目標		効果			
平成30 (2018) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ESCO事業等の研究 実施可能施設の把握 		<p>【市の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備機器を事業者が包括的に管理するとともに建築や設備の専門担当者を配置し、維持管理することにより、設備機器間で複合的な不都合などが生じた場合、総合的・複合的に判断することを可能とする。 長期間リースによる財政支出の平準化。 契約、設計、施工、補助金交付申請等に対する人件費コストや職員負担の削減。 		
平成31 (2019) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の募集及び選定 事業者による調査・設計 				
令和2 (2020) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 事業者による調査・設計 工事着手及び完了 				
		効果額 ■円			

変更前

4. 歳出の抑制

- ① 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワ一の効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

整理番号	2-4-①-1	項目名	ESCO事業の導入	所管課	公共施設マネジメント課
これまでの取り組み	・公共施設の設備については、市が維持管理を行い、不都合箇所については、事後保全的に修繕、又は改修・更新している。				
これからの取り組み	・ESCO事業（施設の設備に省エネルギー設備を導入し、省エネルギー改修に要した経費等を全て省エネルギーによる一定期間の経費削減分で賄う取り組み）を市の公共施設の設備に導入する。				
目的	・歳出を削減するため。				
目標時期	令和2（2020）年度				
		実施スケジュール			
		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度	
実施内容		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">ESCO事業の研究、実施可能施設の把握</div> <div style="width: 30%; text-align: center;">→</div> <div style="width: 30%; text-align: center;">→</div> <div style="width: 10%; text-align: center;">→</div> </div>			
事業者の募集及び選定			→	→	
事業者による調査・設計			→	→	
工事着手及び完了			→	→	
目標		効果			
平成30 (2018) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ESCO事業の研究 実施可能施設の把握 				
平成31 (2019) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の募集及び選定 事業者による調査・設計 				
令和2 (2020) 年度	<ul style="list-style-type: none"> 工事着手及び完了 				
		効果額 ■円			

基本方針2 自立した行財政運営
5. 適材適所による事業主体の見直し

変更案

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

整理番号	2-5-①-3	項目名	福祉部・健康子ども部窓口業務の委託の検討と実施	所管課	財政課・保育課・健康課・子育て支援課 社会福祉課・障害福祉課 高齢者福祉課
これからの取り組み	・福祉部・健康子ども部の窓口業務を整理し、委託を検討、実施する。				
目的	・サービスとコストの観点から、誰が最も適正な事業主体であるかを検討するため。				
目標時期	令和2(2020)年度				
実施内容		実施スケジュール			
		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度	
福祉部・健康子ども部の窓口業務の委託の導入の検討と決定					
福祉部・健康子ども部の窓口業務の導入準備					
福祉部・健康子ども部の窓口業務の委託の実施					
目標		効果			
平成30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部・健康子ども部の窓口業務の委託導入準備 	【市の効果】 ・コストを下げながら、行政サービスが向上する。 【市民の効果】 ・行政サービスが向上する。			
平成31(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部・健康子ども部の窓口業務の委託導入の検討 ・福祉部・健康子ども部の窓口業務の委託導入準備 ・福祉部・健康子ども部の窓口業務の委託の実施 				
令和2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部・健康子ども部の窓口業務の委託導入の検討と決定 ・福祉部・健康子ども部の窓口業務の委託導入準備 ・福祉部・健康子ども部の窓口業務の委託の実施 				

基本方針2 自立した行財政運営
5. 適材適所による事業主体の見直し

変更案

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

整理番号	2-5-①-3	項目名	市民課窓口・証明書窓口業務の委託の検討と実施	所管課	市民課 (課税課・収税課)
これからの取り組み	・市民課窓口・証明書窓口及びコンシェルジュの業務を委託する。				
目的	・サービスとコストの観点から、誰が最も適正な事業主体であるかを検討するため。				
目標時期	令和2(2020)年度				
実施内容		実施スケジュール			
		平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度	
市民課窓口・証明書窓口の委託の導入の検討と決定					
市民課窓口・証明書窓口の委託の試行実施の準備					
目標		効果			
平成30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課窓口・証明書窓口業務の委託の導入の検討 	【市の効果】 ・コストを下げながら、行政サービスが向上する。 【市民の効果】 ・行政サービスが向上する。			
平成31(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課窓口・証明書窓口業務の委託の導入の決定 				
令和2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課窓口・証明書窓口の委託の試行実施の準備 				

基本方針3 将来を見据えた公共施設等の

変更案

1. 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

- ② 公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別計画を策定します。

整理番号	3-1-②	項目名	公共施設等の個別施設計画の策定	所管課	公共施設マネジメント課 教育総務課 関係各課
これからの取り組み	・学校施設は、令和2(2020)年度中に個別施設計画を策定する。 ・学校施設以外の公共施設等は、個別の施設ごとの計画とするか、小学校区単位など地域ごとの計画とするかなど策定方法を検討した上で、利用者や市民との合意形成を図り、個別施設計画を策定する。				
目的	・公共施設等の最適化を図るため。				
目標時期	未定				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	令和 2(2020)年度
学校施設の個別施設計画の策定に向けた調査の実施			→		
学校施設の個別施設計画の策定準備				→	
学校施設の個別施設計画の策定					→
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討及び決定		→			
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の決定				✗	
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定準備				→	
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画(案)の策定					→
目標			効果		
平成 30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の構造躯体の健全性調査及び劣化度調査の実施 資料を基に個別計画策定業務の着手 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討及び決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【市の効果】 公共施設等の最適な配置ができる。 【市民の効果】 最適に配置された公共施設等を利用することができる。 安全な施設を安心して利用できる。 良い状態の施設を将来の市民に残せる。 			
平成 31(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の個別施設計画の策定準備 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の決定 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定準備 				
令和 2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定準備 学校施設の個別施設計画の策定 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画(案)の策定 				

基本方針3 将来を見据えた公共施設等の最

変更前

1. 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

- ② 公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別計画を策定します。

整理番号	3-1-②	項目名	公共施設等の個別施設計画の策定	所管課	公共施設マネジメント課 教育総務課 関係各課
これからの取り組み	・学校施設は、平成 31(2019)年度中に個別施設計画を策定する。 ・学校施設以外の公共施設等は、個別の施設ごとの計画とするか、小学校区単位など地域ごとの計画とするかなど策定方法を検討した上で、利用者や市民との合意形成を図り、個別施設計画を策定する。				
目的	・公共施設等の最適化を図るため。				
目標時期	未定				
実施内容			実施スケジュール		
			平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	令和 2(2020)年度
学校施設の個別施設計画の策定に向けた調査の実施			→		
学校施設の個別施設計画の策定				→	
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討				→	
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の決定					→
学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定準備					→
目標			効果		
平成 30(2018)年度	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の構造躯体の健全性調査及び劣化度調査の実施 資料を基に個別計画策定業務の着手 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 【市の効果】 公共施設等の最適な配置ができる。 【市民の効果】 最適に配置された公共施設等を利用することができる。 安全な施設を安心して利用できる。 良い状態の施設を将来の市民に残せる。 			
平成 31(2019)年度	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の個別施設計画の策定 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の検討 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定方法の決定 				
令和 2(2020)年度	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設以外の公共施設等の個別施設計画の策定準備 				